



栃木県公報

令和4(2022)年
6月21日(火)
号外
第35号

目次

条 例

○栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正……………	3
○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正……………	5
○栃木県手数料条例の一部改正……………	6
○栃木県県税条例及び栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正……………	9
○栃木県都市公園条例の一部改正……………	12
○栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例及びとちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例の一部改正……………	16

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正（栃木県条例第22号）

- 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用等の公費負担に係る限度額を引き上げることとしました。（第4条、第8条及び第11条関係）
- 施行期日等
 - この条例は、公布の日から施行することとしました。
 - 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正（栃木県条例第23号）

- 景観法に基づく景観計画を定めた下野市の区域を栃木県景観条例の規定の一部を適用しない区域とすることに伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（別表第1関係）
- この条例は、令和4(2022)年7月1日から施行することとしました。

◇栃木県手数料条例の一部改正（栃木県条例第24号）

- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料及び変更認定申請手数料を新設することとしました。（別表第1関係）
- この条例は、令和4(2022)年10月1日から施行することとしました。

◇栃木県県税条例及び栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正（栃木県条例第25号）

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

- 栃木県県税条例関係
 - 不動産を取得した者が一定期間内にその登記の申請をした場合における不動産取得税に係る申告を要しないこととしました。（第80条関係）
 - 所要の規定の整備をすることとしました。
- 栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例関係

県税（事業税、不動産取得税及び固定資産税）の課税免除措置及び不均一課税措置の適用期限を令和6(2024)年3月31日まで延長するとともに、その適用対象を地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日から同日の翌日以後3年（現行2年）を経過する日までの間に特別償却設備を新設し、又は増設した者とする事としました。（第2条関係）
- 施行期日等
 - この条例は、令和5(2023)年4月1日から施行することとしました。ただし、2は、公布の日から施行することとしました。
 - 2は、令和4(2022)年4月1日から適用することとしました。

(3) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇**栃木県都市公園条例の一部改正**（栃木県条例第26号）

1 栃木県総合運動公園の駐車場に利用料金制度を導入すること等のため、所要の規定の整備をすることとしました。（第12条、第14条の2、第15条及び別表第1関係）

2 この条例は、一部を除き、令和5（2023）年4月1日から施行することとしました。

◇**栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例及びとちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例の一部改正**（栃木県条例第27号）

1 栃木県総合運動公園北・中央エリア、栃木県総合運動公園東エリア及びとちぎスポーツ医科学センターに利用料金制度を導入するため、所要の規定の整備をすることとしました。（栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例第10条、第13条及び別表並びにとちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例題名、第13条～第15条及び別表関係）

2 この条例は、令和5（2023）年4月1日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 1 栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 2 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 3 栃木県手数料条例の一部を改正する条例
- 4 栃木県県税条例及び栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 5 栃木県都市公園条例の一部を改正する条例
- 6 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例及びとちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

令和4年6月21日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第22号

栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年栃木県条例第28号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下この条において「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場 合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 (1) 略 (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が1万6,100円を超える場合には、1万6,100円）の合計金額</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下この条において「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場 合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 (1) 略 (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が1万5,800円を超える場合には、1万5,800円）の合計金額</p>

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合
 合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金
 (当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用
 自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき
 供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき
 法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定に
 よる候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数
 から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金
 額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めると
 ころにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したも
 のに限る。)

ウ 略

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条
 の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払
 うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚
 当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる 区分に応
 じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該
 各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ビラの作成
 枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第3号又は第4号の選挙の
 区分に応じそれぞれ同項第3号又は第4号に定める枚数の範囲内のもの
 であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申
 請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第
 6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場
 合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラ
 の作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円51銭
- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 37万5,500円と5円2銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条
 の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に
 支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポス

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合
 合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金
 (当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用
 自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき
 供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき
 法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定に
 よる候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数
 から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金
 額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めると
 ころにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したも
 のに限る。)

ウ 略

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条
 の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払
 うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚
 当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる 区分に応
 じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超えるときは、当該
 各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ビラの作成
 枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第3号又は第4号の選挙の
 区分に応じそれぞれ同項第3号又は第4号に定める枚数の範囲内のもの
 であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申
 請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第
 6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場
 合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラ
 の作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円73銭
- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 38万6,500円と5円18銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条
 の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に
 支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポス

ターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超えるときは、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 31 万6,250円と541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 58 万6,905円と28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。（市町村課）

栃木県条例第23号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第31号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条、第3条関係）		別表第1（第2条、第3条関係）	
1～35 略	1～35 略	1～35 略	1～35 略
35の2 栃木県景観条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) 略	35の2 栃木県景観条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) 略	35の2 栃木県景観条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) 略	35の2 栃木県景観条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) 略

ターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超えるときは、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 31 万500円と525円6銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 57 万3,030円と27円50銭にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

35の3～42 略

35の3～42 略

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(行政改革ICT推進課)

栃木県条例第24号

栃木手数料条例の一部を改正する条例

栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
事 務	金 額	事 務	金 額
別表第1(第2条、第3条、第5条関係)		別表第1(第2条、第3条、第5条関係)	
1～480 略		1～480 略	
481 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	次に掲げる審査の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 1 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 新築の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 当該長期優良住宅建築等計画の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書(住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書をいう。以下この項及び次項において同じ。)若しくは住宅性能評価書(同法第5条第1項に規定する住宅	次に掲げる審査の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 1 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 新築の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 当該長期優良住宅建築等計画の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書(住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書をいう。(2) 及び次項において同じ。)若しくは住宅性能評価書(同法第5条第1項に規定する住宅	

<p>性能評価書をいう。以下この項及び次項において同じ。)又はこれらの写しの添付があった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(7)・(イ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>性能評価書をいう。以下この項及び次項において同じ。)又はこれらの写しの添付があった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(7)・(イ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>性能評価書をいう。以下この項及び次項において同じ。)又はこれらの写しの添付があった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(7)・(イ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該長期優良住宅維持保全計画の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付があった場合</p> <p>1の(2)のイに規定する金額</p> <p>(2) (1)以外の場合 1の(2)のイに規定する金額</p> <p>3. 略</p>	<p>481の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>481の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査</p>
<p>次に掲げる審査の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p>	<p>481の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 略</p> <p>2 長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該長期優良住宅維持保全計画の変更の申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認</p>	<p>481の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>481の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査</p>

認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付があった場合 前項の右欄の2の(1)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(2) (1)以外の場合 前項の右欄の2の(2)に規定する金額の2分の1に相当する金額

3. 1の申請に併せて行う建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査次に掲げる金額を合算した金額

(1) 床面積（建築物の計画の変更に係る部分にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1、床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、前項の右欄の3の(1)に規定する金額

(2) 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する建築物については、前項の右欄の3の(2)に規定する金額

(3) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備が設置される建築物については、当該建築設備の計画を変更した建築設備にあっては当該変更に係る一の建築設備ごとに8,000円（小荷物専用昇降機については、6,000円）、新たに設置する建築設備にあっては前項の右欄の3の(3)に規定する金額

2. 1の申請に併せて行う建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査次に掲げる金額を合算した金額

(1) 床面積（建築物の計画の変更に係る部分にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1、床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、前項の右欄の2の(1)に規定する金額

(2) 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する建築物については、前項の右欄の2の(2)に規定する金額

(3) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備が設置される建築物については、当該建築設備の計画を変更した建築設備にあっては当該変更に係る一の建築設備ごとに8,000円（小荷物専用昇降機については、6,000円）、新たに設置する建築設備にあっては前項の右欄の2の(3)に規定する金額

481の3～517 略
備考 略

481の3～517 略
備考 略

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(文書学事課)

栃木県条例第25号

栃木県県税条例及び栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

(栃木県県税条例の一部改正)

第1条 栃木県県税条例(平成17年栃木県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(専有部分の床面積の割合の補正の方法の申出)</p> <p>第74条 前条第4項並びに第5項各号列記以外の部分及び同項第1号ただし書の規定による申出を行おうとする者は、<u>次に掲げる事項を記載した申出書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(不動産取得税の課税標準の特例に係る申告)</p> <p>第76条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第80条第1項又は第2項の申告書を提出する者で法第73条の14第1項又は第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨その他知事が必要と認める事項を付記した第80条第1項又は第2項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。</p> <p>4 第2項の規定は、前項の規定により第1項の申告書の提出に代わるものとして第80条第1項又は第2項の申告書が提出された場合について準用する。</p> <p>(不動産の取得に係る申告等)</p> <p>第80条 不動産を取得した者は、当該不動産を取得した日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町村長を経由して、知事に提出しなければならない。ただし、当該不動産の取</p>	<p>(専有部分の床面積の割合の補正の方法の申出)</p> <p>第74条 前条第4項並びに第5項各号列記以外の部分及び同項第1号ただし書の規定による申出を行おうとする者は、<u>第80条第1項の規定による申告書を提出する際、併せて次に掲げる事項を記載した申出書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(不動産取得税の課税標準の特例に係る申告)</p> <p>第76条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第80条第1項の申告書を提出する者で法第73条の14第1項又は第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨その他知事が必要と認める事項を付記した第80条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。</p> <p>4 第2項の規定は、前項の規定により第1項の申告書の提出に代わるものとして第80条第1項の申告書が提出された場合について準用する。</p> <p>(不動産の取得に係る申告等)</p> <p>第80条 不動産を取得した者は、当該不動産を取得した日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町村長を経由して、知事に提出しなければならない。</p>

得について、当該期間内に不動産登記法（平成16年法律第123号）第18条（申請の方法）の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第25条（申請の却下）の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、この限りでない。

(1)～(3) 略

2. 前項ただし書の場合においても、知事は、不動産取得税の賦課徴収に關し必要があるときは、不動産を取得した者に対し、同項各号に掲げる事項を記載した申告書の提出を求めることができる。

3. 法第73条の4から法第73条の7まで（用途による不動産取得税の非課税）及び法附則第10条（不動産取得税の非課税）の規定に該当する不動産の取得をした者は、当該不動産の取得がこれらの規定に該当することを証する書類その他知事が必要と認め書類を前2項の規定により提出すべき申告書に添付しなければならぬ。

4. 略

（固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知）

第81条 市町村長は、法第73条の18第4項（不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）の規定により不動産の取得に係る申告書若しくは報告書を送付し、又は不動産の取得の事実を通知する場合には、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後における当該不動産の増築、改築、損壊、地目の変換その他特別の事情による変化及びその他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項を併せて知事に通知するものとする。

（不動産取得税の徴収猶予の申告）

第83条 法第73条の25第1項、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第73条の27の4第2項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）及び第73条の27の6第2項（住宅の用に供する土地等の取得に対する不動産取得税の徴収猶予）の規定により徴収猶予を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申告書にこれらの規定に該当することを証する書類を添付して、

これを知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

（栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正）

第2条 栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成28年栃木県条例第11号）の一部を次のように改正する。

(1)～(3) 略

2. 法第73条の4から法第73条の7まで（用途による不動産取得税の非課税）及び法附則第10条（不動産取得税の非課税）の規定に該当する不動産の取得をした者は、当該不動産の取得がこれらの規定に該当することを証する書類その他知事が必要と認め書類を前項の規定により提出すべき申告書に添付しなければならぬ。

3. 略

（固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知）

第81条 市町村長は、法第73条の18第3項（不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）の規定により不動産の取得に係る申告書若しくは報告書を送付し、又は不動産の取得の事実を通知する場合には、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後における当該不動産の増築、改築、損壊、地目の変換その他特別の事情による変化及びその他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項を併せて知事に通知するものとする。

（不動産取得税の徴収猶予の申告）

第83条 法第73条の25第1項、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第73条の27の4第2項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）及び第73条の27の6第2項（住宅の用に供する土地等の取得に対する不動産取得税の徴収猶予）の規定により徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書にこれらの規定に該当することを証する書類を添付して、第80条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 知事は、地方活力向上地域内において法第5条第18項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第5条第1項の地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「公示日」という。)から令和6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。)第2条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備を事業の用に供した日(以下「供用日」という。)の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第3条の規定により計算した額に対して課する事業税の税率を、栃木県条例(平成17年栃木県条例第5号。以下「県条例」という。)第56条(県税条例附則第24条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)及び第63条の規定にかかわらず、当該各条に規定する税率に、次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた税率とすることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 知事は、地方活力向上地域内において法第5条第18項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第5条第1項の地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「公示日」という。)から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。)第2条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備を事業の用に供した日(以下「供用日」という。)の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第3条の規定により計算した額に対して課する事業税の税率を、栃木県条例(平成17年栃木県条例第5号。以下「県条例」という。)第56条(県税条例附則第24条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)及び第63条の規定にかかわらず、当該各条に規定する税率に、次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた税率とすることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条、次項及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

- (栃木県県税条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第1条の規定による改正後の栃木県県税条例第74条、第76条第3項及び第4項、第80条第1項から第3項まで並びに第83条の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- (栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第2条の規定による改正後の栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第2条の規定は、令和4年4月1日以後に特別償却設備（地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条第1号に規定する特別償却設備をいう。以下同じ。）を新設し、又は増設した者について適用し、同日前に特別償却設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。（税務課）

栃木県条例第26号

栃木県都市公園条例の一部を改正する条例

栃木県都市公園条例（昭和49年栃木県条例第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第12条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3条第1項若しくは第3条第3項の許可を受けて都市公園を使用する者は、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条の2 有料公園施設等_____を利用する者は、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(栃木県総合運動公園北・中央エリアの管理等)</p> <p>第15条 第7条第2項及び第3項、第11条の2、第11条の3、第14条の2並びに第14条の3の規定にかかわらず、栃木県総合運動公園北・中央エリア及び栃木県総合運動公園東エリアの管理_____について必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>2 略</p>	<p>(使用料)</p> <p>第12条 栃木県総合運動公園の駐車場を利用する者は別表第1に、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3条第3項又は第3条第1項若しくは第3条第3項の許可を受けて都市公園を使用する者は、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条の2 有料公園施設等（第12条第1項の規定により使用料を納付するものを除く。）を利用する者は、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(栃木県総合運動公園北・中央エリアの管理等)</p> <p>第15条 第7条第2項及び第3項、第11条の2、第11条の3、第14条の2並びに第14条の3の規定にかかわらず、栃木県総合運動公園北・中央エリア及び栃木県総合運動公園東エリアの管理及び使用料について必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>2 略</p>

別表第1(第7条、第12条関係)

1 栃木県総合運動公園
(1)・(2) 略
(3) 駐車場

施設名	利用区分	個人利用の場		団体利用の場
		単位	基準額	
北第1駐車場	1	普通自動車1台1回	且中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までは200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって利用するときは、且中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	142,000円
		大型バス1台1回	且中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までは1,000円。ただし、夜間にわたって利用するときは、且中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	
北第2駐車場	102,000円	普通自動車1台1回	且中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までは200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって利用するときは、且中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	102,000円
		大型バス1台1回	且中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までは1,000円。ただし、夜間にわたって利用するときは、且中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	
		普通自動車	且中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までは200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって利用するときは、且中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	

別表第1(第7条関係)

1 栃木県総合運動公園
(1)・(2) 略
(3) 駐車場

施設名	使用区分	個人使用の場		団体使用の場
		単位	使用料	
北第1駐車場	1	普通自動車1台1回	且中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までは200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって利用するときは、且中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	142,000円
		大型バス1台1回	且中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までは1,000円。ただし、夜間にわたって使用するときは、且中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	
北第2駐車場	102,000円	普通自動車1台1回	且中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までは200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって使用するときは、且中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	102,000円
		大型バス1台1回	且中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までは1,000円。ただし、夜間にわたって使用するときは、且中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	
		普通自動車	且中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までは200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって使用するときは、且中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	

北第3駐車場 車	124,000 円	1台1回 大型バス 1台1回	するときは、 <u>日中利用時間</u> に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。 <u>日中利用時間</u> が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって利用するときは、 <u>日中利用時間</u> に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
西駐車場	390,000 円	普通自動車 1台1回	<u>日中利用時間</u> が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって利用するときは、 <u>日中利用時間</u> に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
南第1駐車場 車	209,000 円	普通自動車 1台1回	<u>日中利用時間</u> が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって利用するときは、 <u>日中利用時間</u> に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
北第3駐車場 車	124,000 円	1台1回 大型バス 1台1回	するときは、 <u>日中利用時間</u> に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。 <u>日中利用時間</u> が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって利用するときは、 <u>日中利用時間</u> に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
西駐車場	390,000 円	普通自動車 1台1回	<u>日中利用時間</u> が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって利用するときは、 <u>日中利用時間</u> に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
南第1駐車場 車	209,000 円	普通自動車 1台1回	<u>日中利用時間</u> が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって利用するときは、 <u>日中利用時間</u> に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
		普通自動車	<u>日中利用時間</u> が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって利用するときは、 <u>日中利用時間</u> に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。

南第2駐車場 車	163,000 円	1台1回 大型バス 1台1回	<p>するときは、<u>日中利用時間</u>に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。</p> <p><u>日中利用時間</u>が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、<u>夜間</u>にわたって利用するときは、<u>日中利用時間</u>に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。</p>
南管理用 駐車場	-	普通自動車 1台1回	<p><u>日中利用時間</u>が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、<u>夜間</u>にわたって利用するときは、<u>日中利用時間</u>に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。</p>
南第1駐車場 車	372,000 円	普通自動車 1台1回	<p><u>日中利用時間</u>が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、<u>夜間</u>にわたって利用するときは、<u>日中利用時間</u>に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。</p>
東第1駐車場 車	372,000 円	普通自動車 1台1回	<p><u>日中利用時間</u>が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、<u>夜間</u>にわたって利用するときは、<u>日中利用時間</u>に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。</p>
南第2駐車場 車	163,000 円	1台1回 大型バス 1台1回	<p>するときは、<u>日中利用時間</u>に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。</p> <p><u>日中利用時間</u>が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、<u>夜間</u>にわたって利用するときは、<u>日中利用時間</u>に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。</p>
南管理用 駐車場	-	普通自動車 1台1回	<p><u>日中利用時間</u>が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、<u>夜間</u>にわたって利用するときは、<u>日中利用時間</u>に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。</p>
南第1駐車場 車	372,000 円	普通自動車 1台1回	<p><u>日中利用時間</u>が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、<u>夜間</u>にわたって利用するときは、<u>日中利用時間</u>に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。</p>
東第1駐車場 車	372,000 円	普通自動車 1台1回	<p><u>日中利用時間</u>が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、<u>夜間</u>にわたって利用するときは、<u>日中利用時間</u>に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。</p>

東第2駐車場	294,000円	1台1回	するときは、 <u>日中利用時間</u> に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
		大型バス 1台1回	<u>日中利用時間</u> が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、 <u>夜間にわたって利用する</u> ときは、 <u>日中利用時間</u> に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。

備考

- 1 1日とは、午前5時から午後9時30分までをいう。
- 2・3 略
- 4 日中利用時間とは、午前5時から午後9時30分までにおいて継続して利用する時間をいう。
- 5 夜間とは、午後9時30分から翌日の午前5時までをいう。
- 6 日中利用時間に係る部分の額とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。
 - (1) 日中利用時間 (夜間にわたって利用するときの午後9時30分における日中利用時間に限る。以下同じ。)が2時間までの場合
 - ① 普通自動車の日中利用時間が2時間を超え6時間までの場合 200円
 - ② 普通自動車の日中利用時間が6時間を超える場合 300円
 - ③ 大型バスの日中利用時間が2時間を超える場合 1,000円
 - 7 駐車場を個人で利用する場合は、利用開始日の翌日の午前5時後にわたって利用するときは、当該午前5時までの利用を1回とし、当該午前5時以後の継続して利用する時間24時間までごとの利用をそれぞれ1回として計算するものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1 栃木県総合運動公園の部(3)駐車場の項備考の改正規定（「午前6時」を「午前5時」に改める部分に限る。）は、令和4年7月1日から施行する。

(都市整備課)

栃木県条例第27号

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例及びとちぎスポーツ医学センター設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例
(栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正)

東第2駐車場	294,000円	1台1回	するときは、 <u>日中利用時間</u> に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
		大型バス 1台1回	<u>日中利用時間</u> が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、 <u>夜間にわたって利用する</u> ときは、 <u>日中利用時間</u> に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。

備考

- 1 1日とは、午前6時から午後9時30分までをいう。
- 2・3 略
- 4 日中利用時間とは、午前6時から午後9時30分までにおいて継続して利用する時間をいう。
- 5 夜間とは、午後9時30分から翌日の午前6時までをいう。
- 6 日中利用時間に係る部分の額とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。
 - (1) 日中利用時間 (夜間にわたって使用するときの午後9時30分における日中利用時間に限る。以下同じ。)が2時間までの場合
 - ① 普通自動車の日中利用時間が2時間を超え6時間までの場合 200円
 - ② 普通自動車の日中利用時間が6時間を超える場合 300円
 - ③ 大型バスの日中利用時間が2時間を超える場合 1,000円
 - 7 駐車場を個人で使用する場合で、使用開始日の翌日の午前6時後にわたって使用するときは、当該午前6時までの使用を1回とし、当該午前6時以後の継続して使用する時間24時間までごとの使用をそれぞれ1回として計算するものとする。

第1条 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例（平成5年栃木県条例第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>(使用料) 第10条 栃木県グリーンスタジアムの許可利用者 _____ は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(利用料金) 第13条 利用者（栃木県グリーンスタジアムの許可利用者 _____ を除く。）は、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>別表（第10条、第13条関係） 1～6 略 7 栃木県総合運動公園北・中央エリアの利用料金の基準額 (1)～(6) 略 (7) 附属設備及び器具</p> <table border="1" data-bbox="948 1151 1031 2031"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>基</th> <th>準</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1・2 略 3 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後9時後に陸上競技場若しくはトレーニング室を専用利用する場合は陸上競技場の会議室若しくはラウンジを利用する場合の利用料金の基準額は、当該午前8時30分前又は午後9時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。 (1) 陸上競技場、トレーニング室及び陸上競技場の会議室 午前8時30分前の利用にあつては午前8時30分から正午までにつき定められている利用料金の基準額の7分の2に相当する額、午後9時後の利用にあつては午後6時から午後9時までにつき定</p>	区	分	基	準	額	略					<p>(使用料) 第10条 栃木県グリーンスタジアムの許可利用者及び栃木県総合運動公園北・中央エリア又は栃木県総合運動公園東エリアの利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(利用料金) 第13条 利用者（栃木県グリーンスタジアムの許可利用者及び栃木県総合運動公園北・中央エリア又は栃木県総合運動公園東エリアの利用者を除く。）は、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>別表（第10条、第13条関係） 1～6 略 7 栃木県総合運動公園北・中央エリア使用料 (1)～(6) 略 (7) 附属設備及び器具</p> <table border="1" data-bbox="948 246 1031 1126"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>使</th> <th>用</th> <th>料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1・2 略 3 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後9時後に陸上競技場若しくはトレーニング室を専用利用する場合は陸上競技場の会議室若しくはラウンジを利用する場合の使用料金は、当該午前8時30分前又は午後9時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。 (1) 陸上競技場、トレーニング室及び陸上競技場の会議室 午前8時30分前の利用にあつては午前8時30分から正午までにつき定められている使用料の額の7分の2に相当する額、午後9時後の利用にあつては午後6時から午後9時までにつき定</p>	区	分	使	用	料	略				
区	分	基	準	額																	
略																					
区	分	使	用	料																	
略																					

められている使用料の額 の3分の1に相当する額

(2) ラウンジ 午前8時30分から午後9時までの時間1回につき定められている使用料の額 の25分の2に相当する額

4 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後6時後に第2陸上競技場、野球場（本球場）、野球場A、野球場B、野球場C、ウォームアップ場、サッカー・ラグビー場、相撲場、多目的広場（投てき場）若しくは多目的広場（クレイ）（以下「第2陸上競技場等」という。）若しくはテニスコートを専用利用する場合又は第2陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場、テニスコート若しくは多目的広場（投てき場）の会議室を利用する場合の使用料 は、当該午前8時30分前又は午後6時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(1) 第2陸上競技場等並びに第2陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場、テニスコート及び多目的広場（投てき場）の会議室 午前8時30分前の利用にあつては午前8時30分から正午までにつき定められている使用料の額 の7分の2に相当する額、午後6時後の利用にあつては正午から午後6時までにつき定められている使用料の額 の6分の1に相当する額

(2) テニスコート 午前8時30分前の利用にあつては午前8時30分から午前10時までにつき定められている使用料の額 の3分の2に相当する額、午後6時後の利用にあつては午後5時から午後6時までにつき定められている使用料の額

5 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後に武道館を専用利用する場合又は武道館若しくは合宿所の会議室、師範室若しくは控室を利用する場合の使用料 は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(1) 武道館並びに武道館及び合宿所の会議室 午前9時前の利用にあつては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあつては午後5時から午後9時までにつき定められている使用料の額 の4分の1に相当する額

(2) 師範室及び控室 午前9時から午後9時までの時間1時間につき定められている使用料の額 の基準額

められている利用料金の基準額の3分の1に相当する額

(2) ラウンジ 午前8時30分から午後9時までの時間1回につき定められている利用料金の基準額の25分の2に相当する額

4 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後6時後に第2陸上競技場、野球場（本球場）、野球場A、野球場B、野球場C、ウォームアップ場、サッカー・ラグビー場、相撲場、多目的広場（投てき場）若しくは多目的広場（クレイ）（以下「第2陸上競技場等」という。）若しくはテニスコートを専用利用する場合又は第2陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場、テニスコート若しくは多目的広場（投てき場）の会議室を利用する場合の利用料金の基準額は、当該午前8時30分前又は午後6時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(1) 第2陸上競技場等並びに第2陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場、テニスコート及び多目的広場（投てき場）の会議室 午前8時30分前の利用にあつては午前8時30分から正午までにつき定められている利用料金の基準額の7分の2に相当する額、午後6時後の利用にあつては正午から午後6時までにつき定められている利用料金の基準額の6分の1に相当する額

(2) テニスコート 午前8時30分前の利用にあつては午前8時30分から午前10時までにつき定められている利用料金の基準額の3分の2に相当する額、午後6時後の利用にあつては午後5時から午後6時までにつき定められている利用料金の基準額

5 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後に武道館を専用利用する場合又は武道館若しくは合宿所の会議室、師範室若しくは控室を利用する場合の利用料金の基準額は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(1) 武道館並びに武道館及び合宿所の会議室 午前9時前の利用にあつては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあつては午後5時から午後9時までにつき定められている利用料金の基準額の4分の1に相当する額

(2) 師範室及び控室 午前9時から午後9時までの時間1時間につき定められている利用料金の基準額 の基準額

- 6 高校生等以下の者が陸上競技場、第2陸上競技場等、トレーニング室、テニスコート若しくは武道館を専用利用する場合は陸上競技場、第2陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場、テニスコート、多目的広場（投てき場）、武道館若しくは合宿所の会議室、ラウンジ、師範室、控室若しくは附属設備及び器具を利用する場合は、この表及び前3項に定める額を2で除いて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 7 陸上競技場を専用利用する者が当該専用利用に際し第2陸上競技場を専用利用する場合は、この表並びに第4項及び第6項に定める額を2で除いて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 8 第2陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場若しくは多目的広場（投てき場）を専用利用する者が当該専用利用に際し当該専用利用に係る施設の会議室を利用する場合は多目的広場（クレイ）を専用利用する者が当該専用利用に際し多目的広場（投てき場）の会議室を利用する場合は、無料とする。
- 9 入場料を徴収して陸上競技場、第2陸上競技場等、トレーニング室、テニスコート又は武道館を専用利用する者が当該専用利用に際し陸上競技場、第2陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場、テニスコート、多目的広場（投てき場）、武道館若しくは合宿所の会議室、ラウンジ、師範室、控室又は附属設備及び器具を利用する場合は、この表及び第3項から第6項までに定める額に2を乗じて得た額とする。

8 栃木県総合運動公園東エリア使用料

(1) 運動施設

- ア 略
イ 専用利用の場合
(7)～(7) 略
(エ) 屋内水泳場

区 分	午前9時から午後9時まで (1時間につき)
	全コース1コース

- 6 高校生等以下の者が陸上競技場、第2陸上競技場等、トレーニング室、テニスコート若しくは武道館を専用利用する場合は陸上競技場、第2陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場、テニスコート、多目的広場（投てき場）、武道館若しくは合宿所の会議室、ラウンジ、師範室、控室若しくは附属設備及び器具を利用する場合は、この表及び前3項に定める額を2で除いて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 7 陸上競技場を専用利用する者が当該専用利用に際し第2陸上競技場を専用利用する場合は、この表並びに第4項及び第6項に定める額を2で除いて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 8 第2陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場若しくは多目的広場（投てき場）を専用利用する者が当該専用利用に際し当該専用利用に係る施設の会議室を利用する場合は多目的広場（クレイ）を専用利用する者が当該専用利用に際し多目的広場（投てき場）の会議室を利用する場合は、無料とする。
- 9 入場料を徴収して陸上競技場、第2陸上競技場等、トレーニング室、テニスコート又は武道館を専用利用する者が当該専用利用に際し陸上競技場、第2陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場、テニスコート、多目的広場（投てき場）、武道館若しくは合宿所の会議室、ラウンジ、師範室、控室又は附属設備及び器具を利用する場合は、この表及び第3項から第6項までに定める額に2を乗じて得た額とする。

8 栃木県総合運動公園東エリアの利用料金の基準額

(1) 運動施設

- ア 略
イ 専用利用の場合
(7)～(7) 略
(エ) 屋内水泳場

区 分	午前9時から午後9時まで (1時間につき)
	全コース1コース

50メートルプール	略	入場料を徴収する	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の使用料の額	に5を乗じて得た額
25メートルプール	略	入場料を徴収する	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の使用料の額	に5を乗じて得た額

(4) 略

(2)～(5) 略

(6) 附属設備及び器具

略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略

備考

1・2 略

3 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後にメインアリーナ、サブアリーナ、多目的スタジア若しくは体育館分館(以下「メインアリーナ等」という。)若しくは屋内水泳場を専用利用する場合は会議室、控室、貴賓室若しくはロッカールームを利用する場合は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(1) メインアリーナ等及び会議室 午前9時前の利用にあつては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあつては午後5時から午後9時までにつき定められている使用料の額の4分の1に相当する額

(2) 屋内水泳場及び控室 午前9時から午後9時までの時間1時間につき定められている使用料の額

(3) 貴賓室及びロッカールーム 午前9時から午後9時までの時間1回につき定められている使用料の額の12分の1に相当する額

4 高校生等以下の者がメインアリーナ等若しくは屋内水泳場を専用利用する場合は会議室、控室、貴賓室、ロッカールーム若しくは附属設備及び器具を利用する場合は、この場合の表及び前項に定める額を2で除して得た額とする。この場合に

50メートルプール	略	入場料を徴収する	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の利用料金の基準額	に5を乗じて得た額
25メートルプール	略	入場料を徴収する	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の利用料金の基準額	に5を乗じて得た額

(4) 略

(2)～(5) 略

(6) 附属設備及び器具

略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略

備考

1・2 略

3 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後にメインアリーナ、サブアリーナ、多目的スタジア若しくは体育館分館(以下「メインアリーナ等」という。)若しくは屋内水泳場を専用利用する場合は会議室、控室、貴賓室若しくはロッカールームを利用する場合は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(1) メインアリーナ等及び会議室 午前9時前の利用にあつては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあつては午後5時から午後9時までにつき定められている利用料金の基準額の4分の1に相当する額

(2) 屋内水泳場及び控室 午前9時から午後9時までの時間1時間につき定められている利用料金の基準額

(3) 貴賓室及びロッカールーム 午前9時から午後9時までの時間1回につき定められている利用料金の基準額の12分の1に相当する額

4 高校生等以下の者がメインアリーナ等若しくは屋内水泳場を専用利用する場合は会議室、控室、貴賓室、ロッカールーム若しくは附属設備及び器具を利用する場合は、この場合の表及び前項に定める額を2で除して得た額とする。この場合に

において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

5 入場料を徴収してメインアリーナ等又は屋内水泳場を専用利用する者が当該専用利用に際し会議室、控室、貴賓室、ロッカールーム又は附属設備及び器具を利用する場合の使用料は、この表及び前2項に定める額に2を乗じて得た額とする。

において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

5 入場料を徴収してメインアリーナ等又は屋内水泳場を専用利用する者が当該専用利用に際し会議室、控室、貴賓室、ロッカールーム又は附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の基準額は、この表及び前2項に定める額に2を乗じて得た額とする。

(とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例の一部改正)

第2条 とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例（令和元年栃木県条例第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
	とちぎスポーツ医科学センター設置及び管理条例	とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例
	(利用料金)	(使用料)
第13条 利用者は、当該利用に係る料金（以下「 <u>利用料金</u> 」という。）を指定管理者に支払わなければならない。	第13条 利用者は、別表に定める料金（以下「 <u>利用料金</u> 」という。）を指定管理者に支払わなければならない。	第13条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。
2. <u>利用料金は、別表に掲げる基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が定める。</u>	2. <u>利用料金は、別表に掲げる基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が定める。</u>	2. <u>使用料は、前納とする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u>
3. <u>指定管理者は、利用料金をその収入として收受する。</u>	3. <u>指定管理者は、利用料金をその収入として收受する。</u>	
	(利用料金の免除等)	(使用料の免除)
第14条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて定めた基準により、 <u>利用料金の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。</u>	第14条 知事は、特別の理由があると認めるときは、 <u>使用料の全部又は一部を免除することができる。</u>	第14条 知事は、特別の理由があると認めるときは、 <u>使用料の全部又は一部を免除することができる。</u>
第15条 略	第15条 略	第15条 既に納付した使用料は、 <u>還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u>
別表 (第13条関係)	別表 (第13条関係)	別表 (第13条関係)
利 用 区 分 利 用 者 単 位 基 準 額	利 用 区 分 利 用 者 単 位 基 準 額	利 用 区 分 利 用 者 単 位 使 用 料
略	略	略

備考
1 略
2 括弧書の使用料の額は、7人以上の団体が利用する場合の
使用料の額である。

備考
1 略
2 括弧書の利用料金の基準額は、7人以上の団体が利用する場合の
利用料金の基準額である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局スポーツ振興課)